

台風・津波等船舶災害防止対策措置要領

平成17年6月28日制定

平成20年3月17日改正

平成24年3月5日改正

1 目的

徳山下松港、三田尻中関港（各港境界付近を含む。以下同じ。）に影響を与える台風、津波、発達した低気圧等その他の異常気象により、災害の発生が予想される場合に、関係者が措置すべき事項を明示し、もって「台風・津波等船舶災害防止対策検討委員会（以下「委員会」という。）会則」に定める目的を達成するものとする。

2 定義

(1) 気象情報

気象庁の発表する以下の情報をいう。

- ① 台風の進路、勢力、強風域等
- ② 津波の規模、観測値等
- ③ 発達した低気圧の勢力、風力等
- ④ その他の異常気象に関する情報

(2) 船舶代理店等

船舶代理店、船主、船舶運航者、事業所等船舶を扱う者をいう。

(3) 港長

徳山下松港長及び三田尻中関港長

(4) 防災無線

周南地区海上安全対策協議会会員が保有する防災相互通信無線局をいう。

(5) 港内在泊船

港内に停泊している船舶及び港内を航行している船舶をいう。

(6) 小型船

ブレージャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない。）をいう。

(7) 一斉同報FAX

エクスパダイト社による一斉同報FAXサービスをいう。

(8) メール配信

各委員（担当者の登録メールアドレス）へのメール配信をいう。

3 気象情報の把握

本措置要領を規定する事項を万全に励行するため、平時において気象情報の把握に努めるものとする。

4 注意喚起及び警戒体制の発令基準

台風・津波・発達した低気圧に関する注意喚起及び警戒体制の発令基準は次のとおりとする。

【台風】

- (1) 警戒体制は、第1警戒体制及び第2警戒体制とする。
- (2) 注意喚起及び警戒体制発令の基準は、原則として、次のとおりとする。
 - ① 委員会または分科会の開催
台風の強風域（平均15m/s以上の風が吹いている範囲）に入ると予想される時刻の12時間前までに委員会または分科会を開催し、警戒体制発令時期を協議決定するとともに港内在泊船等の状況を考慮して、関係船舶の避難方法（避泊時の際に水先人、曳船の必要な船舶は確保するため事前調整）について検討する。
委員会または分科会は、原則として執務時間内に開催する。
 - ② 注意喚起
強風域に入ると予想される時刻の12時間前までに行う。
 - ③ 第1警戒体制
強風域に入ると予想される時刻の6時間前までに発令する。
 - ④ 第2警戒体制
暴風域（平均25m/s以上の風が吹いている範囲）に入ると予想される時刻の6時間前までに発令する。
- (3) 注意喚起及び警戒体制の発令は、港長が行う。なお、警戒体制の発令については、委員会または分科会の検討結果を踏まえ行うものとする。

【津波】

- (1) 警戒体制は、第1警戒体制及び第2警戒体制とする。
- (2) 警戒体制の発令基準は、原則として、次のとおりとする。
 - ① 第1警戒体制
気象庁から山口県瀬戸内海沿岸に対し、津波注意報が発表されたとき。
 - ② 第2警戒体制
気象庁から山口県瀬戸内海沿岸に対し、津波警報または大津波警報が発表されたとき。
- (3) 警戒体制の発令は、港長が行う。ただし、当周南地区において震度4以上の地震が発生した場合にあって津波注意報もしくは津波警報または大津波警報が発表されたときは、自動的にそれぞれ第1警戒体制もしくは第2警戒体制が発令されたものとみなす。

【発達した低気圧】

- (1) 警戒体制は、第1警戒体制及び第2警戒体制とする。
- (2) 注意喚起及び警戒体制の発令基準は、原則として、次のとおりとする。
 - ① 注意喚起

発達した低気圧が接近し、気象庁から瀬戸内海に海上風警報が発表された場合。

② 第1警戒体制

発達した低気圧が接近し、気象庁から瀬戸内海に海上強風警報が発表され、平均15m/s以上の風が吹いているか、または24時間以内にその状態になると予想される場合。

③ 第2警戒体制

発達した低気圧が接近し、気象庁から瀬戸内海に海上暴風警報が発表され、平均25m/s以上の風が吹いているか、または24時間以内にその状態になると予想される場合。

- (3) 注意喚起及び警戒体制の発令は、港長が行う。なお、警戒体制の発令については、台風・津波等船舶災害防止対策検討委員会委員長（以下「委員長」という。）の意見を踏まえ行うものとする。

5 情報の連絡

- (1) 前項に定める注意喚起及び警戒体制の発令、第8項に定める同解除に係る情報連絡は、原則として、別図1「徳山下松港、三田尻中関港在泊船舶等に対する情報連絡系統図」により行うものとする。
- (2) 徳山下松港ポータルラジオ局は、警戒体制の発令及び解除時において、船舶に対し国際VHFによる情報連絡を行う。
- (3) (社)周南漁業無線協会は、警戒体制の発令及び解除時において、漁船に対し漁業無線による情報連絡を行う。

6 港内在泊船等の講ずべき措置

注意喚起及び警戒体制が発令された場合の港内在泊船等は、次のとおり措置するものとする。

【台風】

(1) 注意喚起

- ① 気象情報を収集し、台風の動向に留意する。
- ② 船舶代理店等関係先との連絡体制を確保する。

(2) 第1警戒体制（荒天準備等）

- ① 船舶は荒天準備を行い、避泊できる体制（水先人、曳船の手配等を含む。）を確保する。
- ② 外国船舶の船長は、船舶代理店等を経由して、動静等を海上保安部に連絡する。
- ③ 工事現場等については、資機材等の流出防止措置を講じる。
- ④ 避泊が困難な小型船は係留を強化するか、陸揚げ固縛する。
- ⑤ 設備を備えている全ての船舶は、次の事項を遵守する。
- ・国際VHF16チャンネルを常時聴取のこと。
 - ・レーダー等により自船の錨泊位置等を確認すること。

- ・最新の台風情報、気象海象情報を収集し、突発的な事象に対応できるように備えること。

(3) 第2警戒体制 (避難勧告)

- ① 船舶は、直ちに港内または港外の安全な場所に避難する。
- ② 外国船舶の船長は、船舶代理店等を経由して、避難状況等を海上保安部に連絡する。
- ③ 設備を備えている全ての船舶は、次の事項を遵守する。
 - ・国際VHF16チャンネルを常時聴取のこと。
 - ・錨泊している船舶は走錨防止のため、自船の錨泊位置等を連続監視すること。
 - ・機関はスタンバイ状態とし、直ちに運航できる体制を保持すること。
 - ・最新の台風情報、気象海象情報を収集し、突発的な事象に対応できるように備えること。

【津波】

(1) 第1警戒体制 (避難準備等)

- ① 関連情報、津波情報を収集し、船舶代理店等関係先との連絡体制を確保する。
- ② 入港しようとする船舶及び出港中の船舶は、港外の安全な場所に避難する。
- ③ 錨泊中の船舶及び浮標係留中の船舶は、機関を使用し危険を回避できる体制を確保する。
- ④ 荷役中を除く係留中の船舶は、係留を強化する。なお、小型船にあっては、できるかぎり陸揚げのうえ固縛措置を講ずるものとするが、時間的余裕のない小型船については係留を強化する。
- ⑤ 荷役中の船舶は、直ちに荷役を中止し荷役設備を切り離すとともに、係留を強化する。
- ⑥ ③から⑤において時間的余裕のある船舶（小型船を除く。）については、できるかぎり港外の安全な場所に避難する。
- ⑦ 設備を備えている全ての船舶は、次の事項を遵守する。
 - ・国際VHF16チャンネルを常時聴取のこと。
 - ・レーダー等により自船の錨泊位置等を確認すること。
- ⑧ 工事現場等において、陸上の安全な場所に避難する時間的余裕のある場合は、資機材の流出防止措置を講じる。
- ⑨ 水深に余裕のない船舶は、港外の安全な場所に自主的に避難する。

(2) 第2警戒体制 (避難勧告)

- ① 関連情報、津波情報を収集し、船舶代理店等関係先との連絡体制を確保する。
- ② 入港しようとする船舶及び出港中の船舶は、港外の安全な場所に避難する。
- ③ 錨泊中の船舶及び浮標係留中の船舶は、港外の安全な場所に避難する。ただし、時間的余裕のない船舶については、機関を使用し危険を回避できる体制を確保する。
- ④ 荷役中を除く係留中の船舶は、港外の安全な場所に避難する。ただし、時間的余

裕のない船舶については、係留を強化する。

- ⑤ 荷役中の船舶は、直ちに荷役を中止し荷役設備を切り離すとともに、港外の安全な場所に避難する。ただし、時間的に余裕のない船舶については、荷役設備を切り離したのちに係留を強化する。
 - ⑥ ③から⑤において、港内に在泊または、港外の安全な場所に避難できなかった船舶（小型船を除く。）は、船舶代理店等を経由して、その旨を海上保安部に連絡する。
 - ⑦ 設備を備えている全ての船舶は、次の事項を遵守する。
 - ・ 国際VHF16チャンネルを常時聴取のこと。
 - ・ レーダー等により自船の錨泊位置等を確認すること。
- (3) 避難経路及び避難海域
避難経路及び避難海域は、原則として別図2のとおりとする。
- (4) 避難に際しての安全確保
- ① 近接する係留施設においては、避難船舶同士の事故を防止するため、別図3のとおり避難地域連係ブロックを形成し、円滑な避難に資するものとする。
 - ② 避難経路上の各港界線（港の境界線という。）付近において、海上保安部所属巡視船艇は安全指導にあたる。
 - ③ 第2警戒体制発令後、港界線付近に到達し、自船の安全を確保した船舶は、可能な限りにおいて避難船舶に対する情報提供等に努めるものとする。

【発達した低気圧】

(1) 注意喚起

- ① 気象情報を収集し、発達した低気圧の動向等に留意する。
- ② 船舶代理店等関係先との連絡体制を確保する。

(2) 第1警戒体制（荒天準備等）

- ① 船舶は荒天準備を行い、避泊できる体制（水先人、曳船の手配等を含む。）を確保する。
- ② 外国船舶の船長は、船舶代理店等を経由して、動静等を海上保安部に連絡する。
- ③ 工事現場等については、資機材等の流出防止措置を講じる。
- ④ 避泊が困難な小型船は係留を強化するか、陸揚げ固縛する。
- ⑤ 設備を備えている全ての船舶は、次の事項を遵守する。
 - ・ 国際VHF16チャンネルを常時聴取のこと。
 - ・ レーダー等により自船の錨泊位置等を確認すること。
 - ・ 気象海象情報等を収集し、突発的な事象に対応できるように備えること。

(3) 第2警戒体制（避難勧告）

- ① 船舶は、直ちに港内または港外の安全な場所に避難する。
- ② 外国船舶の船長は、船舶代理店等を経由して、避難状況等を海上保安部に連絡する。
- ③ 設備を備えている全ての船舶は、次の事項を遵守する。

- ・国際VHF16チャンネルを常時聴取のこと。
- ・錨泊している船舶は走錨防止のため、自船の錨泊位置等を連続監視すること。
- ・機関はスタンバイ状態とし、直ちに運航できる体制を保持すること。
- ・気象情報を収集し、突発的な事象に対応できるように備えること。

7 岸壁管理者その他関係者が講ずるべき措置

警戒体制が発令された場合の岸壁管理者及びその関係者（地方自治体その他関係行政機関をいう。）は、地域防災計画及び石油コンビナート等防災計画に定める事項のほか、次のとおり措置するものとする。

【台風】

(1) 注意喚起

気象情報を収集し、台風の動向に留意する。

(2) 第1警戒体制

当該施設にある資機材等の飛散、転倒、海上への流出防止等の措置を講ずる。

(3) 第2警戒体制

当該施設にある資機材等の海上への流出防止のための厳重な監視体制を強化する。

【津波】

(1) 陸上避難時における避難場所の周知等

船舶が港外の安全な場所に避難する時間的余裕がなく陸上に避難することを想定し、あらかじめ避難場所、経路等につき船舶代理店等を通じて周知しておくこと。

(2) 支援

港内在泊船等の避難が円滑に行えるよう沿岸部において、係留索の解除、係留の強化等これを支援する。

【発達した低気圧】

(1) 注意喚起

気象情報を収集し、発達した低気圧の動向等に留意する。

(2) 第1警戒体制

当該施設にある資機材等の飛散、転倒、海上への流出防止等の措置を講ずる。

(3) 第2警戒体制

当該施設にある資機材等の海上への流出防止のための厳重な監視体制を強化する。

8 警戒体制の解除

(1) 港長は、委員長の見解を踏まえ警戒体制を解除する。

なお、この場合、台風及び発達した低気圧にあつては通過後における進路、風速等の気象状況を、津波にあつては津波到達時の津波の高さ、その後の時間経過等の状況から新たな災害が発生する可能性が低いと認められ、かつ、港湾施設の異常の有無、航路障害物の有無等を調査した結果、安全が確保されていると認められる場合は、海域毎に段階的に解除するものとする。

(2) 警戒体制の解除に係る情報は、発令時に準じた方法で伝達する。

9 参考資料

台風、津波及び発達した低気圧に係る体制等の区分、発令基準及び措置内容一覧表については、別添1、別添2及び別添3のとおり。

附則 本要領は、平成17年6月30日から施行する。

附則 本要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則 本要領は、平成24年3月5日から施行する。